



Vol.17

— 平成30年8月発行 —

鳥川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030

印刷所 有限会社 榛輝



間伐材の搬送

ふるさとの
もり
森林を育てる

森林組合

主な内容

- ・組合長あいさつ
- ・第17回通常総代会開催報告
- ・事務局情報
- ・林産業について
- ・苗木注文

組合長あいさつ

代表理事組合長

市川 平治

森だより第十七号の発刊にあたり今年の通常総代会でのご挨拶（挨拶）を再掲し、巻頭言といたします。

『平成二十九年度における本組合の活動を振り返ってみますと、高崎市、群馬県、そして国からの、手厚いご支援とご指導を頂きながら、生業としての林業の振興を図りつつ自然環境の保全に努めるといふ森林組合に課せられた使命を果たすべく、懸命に取り組んで参りました。

成果については、概ね計画通りの事業を執行し、内容的にも順調に推移することが出来たと考えております。

これも偏に、組合員各位のご理解ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、ここで林業界を取り巻く現状に目を向けてみたいと思います。

もはや、経済活動としての機能を失ったと言つて過言ではな

い林業界の現状は、相変わらず厳しいものではございますが、近年は「ぐんま緑の県民税」事業を始め、国税として新設された「森林環境税」など、森林林業に対する、政策としての新しい取り組みが注目されて参りました。

先進的な取り組みと言える「ぐんま緑の県民税」事業は、放置された竹林の整備や、なかなか手の入らない奥地林の整備など、目に見える成果が表れ、その役割は一般市民の間でも広く理解が進み、高く評価されていると言えるでしょう。

さらに、新設された「森林環境税制度」の中では、「新たな森林管理制度」の推進が大きなテーマになっていると感じます。

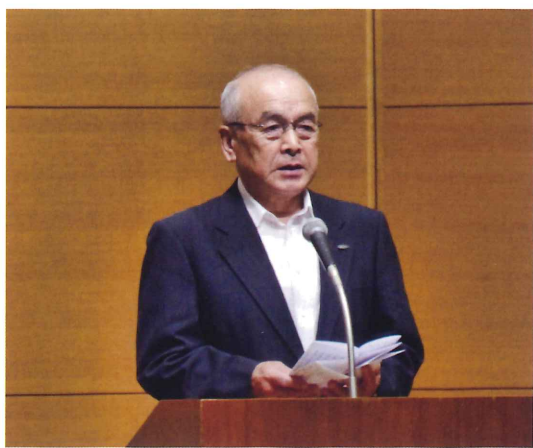
従来、大きな課題と認識されつつも、ほぼ手つかずの状態であつた所有者不明の山林、また、所有者に経営意欲の無い山林等の公的な管理・整備が積極的に進められるようになり、その受け皿として「意欲と能力のある林業経営体」の存在が期待されております。

この制度が実施されるまでに

は、まだまだ多くの検討や改善がなされることでしょうが、少なくとも「意欲と能力のある林業経営体」という定義の中で、森林組合に課せられるであろう使命は、決して小さくないものと考えます。

今後、私たちは従来の組合経営に加えて、新しい制度の中で積極的にその推進に取り組むべく、制度の研究と準備態勢を整えて行くことが必要であろうと考えています。

今年度は事業の更なる充実に努めるとともに、将来に向けての基本方針をしっかりと確立して参りたいと存じます。』



第十七回

通常総代会開催

榛名文化会館エコー

平成三十年六月二十七日

総代会提出議案

○第一号議案

平成二十九年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案承認の件

○第二号議案

平成三十年度事業計画書承認の件

○第三号議案

経費の賦課金額及び賦課金徴収時期決定の件

○第四号議案

造林補助金取扱い手数料率決定の件

○第五号議案

一組合員に対する貸付金の額並びに貸付利率の最高限度決定の件

○第六号議案

一組合員に対する債務保証の最高限度決定の件

○第七号議案



総代会の様子

借入金の最高限度額決定の件
 ○第八号議案
 役員報酬決定の件
 ○第九号議案
 余裕金の預け入れ先金融機関決定の件
 ○第十号議案
 組合員除名の件
 ○付帯決議
 ※全ての議案について、原案のとおり可決・承認されました。

平成29年度 決算の概要

1. 組合員及び出資金

組合員数 (人)	出 資 金	
	出資口数(口)	出資金総額(円)
1,860	515,176	51,517,600

2. 貸借対照表

資 産		負債・純資産	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流 動 資 産	199,789,300	流 動 負 債	52,948,742
固 定 資 産	27,158,977	固 定 負 債	14,481,397
		出 資 金	51,517,600
		利 益 剰 余 金	104,353,885
		資 本 準 備 金	3,646,653
資 産 合 計	226,948,277	負債・純資産合計	226,948,277

3. 損益計算書

科 目	金 額 (円)
事業総利益	82,713,107
事業利益	22,622,574
経常利益	22,591,551
特別損益	△4,524
税引前当期純利益	22,587,027
当期剰余金	16,223,127
前期繰越剰余金	24,798,781
当期末処分剰余金	41,021,908

4. 剰余金処分案

科 目	金 額 (円)
法定準備金	3,250,000
任意積立金	20,000,000
次期繰越剰余金	17,771,908

◇出席いただいた来賓の皆様

西部環境森林事務所長 曲 沢 修 様
 群馬県森林組合連合会 代表理事会長 八木原勇治 様
 高崎市市長 富岡 賢治 様
 高崎市議会議長 青柳 隆 様
 高崎市議会市民経済常任委員会 委員長 田角 悦恭 様
 群馬県議会議長 橋爪 洋介 様
 群馬県議会議員 後藤 克己 様
 群馬県議会議員 清水 真人 様
 森林研究・整備機構森林整備センター 前橋水源林整備事務所長 岸本 映 様
 高崎市農政部長 真下 信芳 様
 高崎市農林課長 高橋 弘之 様
 高崎地区素材生産組合 組合長 内山右之助 様
 前組合長 石井 清一 様



議長の清水強雄様

事務局情報

一、新規採用

平成二十九年十月一日付

作業班

佐久間翔世（二十五歳）
出身地 埼玉県



二、退職

平成三十年三月三十一日付

作業班（指導員）

長壁 泰夫（勇退）

※永年貢献により表彰

作業班

阿久津正巳（定年）

※永年勤続により表彰

お二人には長年にわたりご尽力いただきました。お疲れ様でした。

三、職員の昇任

平成三十年四月一日付

管理課 課長

小池 美子

事業課 課長補佐

都橋 正幸

事業課 係長

宮田 直樹

四、異動

平成三十年四月一日付

課長補佐

高橋 哲平

事業課から指導課（新設）へ

技師

石井宏一郎

事業課から指導課（新設）へ

技師

阿久津さとみ

作業班から事業課へ

◎事務局の組織改編について

近年森林組合の業務は広範囲に渡ってきており、特に組合員を対象とする指導的業務が増大してきているため、これらの事務分野を事業課から分離し充実させるため、新たに指導課を設けました。

これにより平成三十年四月一日より森林組合の事務局は従前の管理課・事業課の二課制から管理課・指導課・事業課の三課制になりました。

○指導課の主な業務

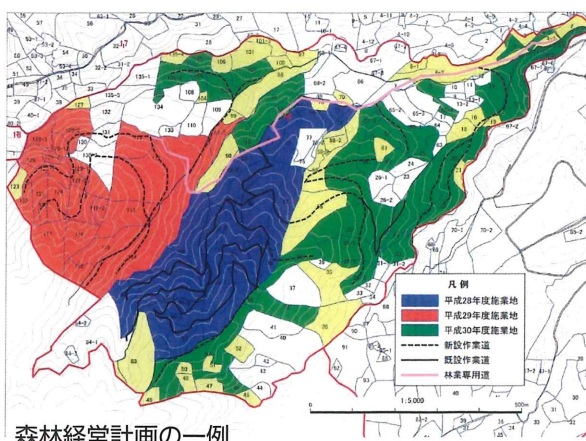
・組合員の皆様から委託をうけて行う間伐等の施業について、補助金申請や木材の有利販売に努め、森林経営のお手伝いや地域の森林整備を推進します。

・地域の森林をとりまとめて団地化し、五ヶ年の森林経営計画を策定します。これにより補助金を有効活用し、一体的な森林整備（主に搬出間伐）

を進め、組合員の皆様への利益還元に努めます。

・市民林業体験等への参加・指導を行い、林業の普及・啓発に取り組みます。

・その他所有山林の経営に関するお問い合わせ等に対応します。



森林経営計画の一例



○事業課の主な業務

・県や市が発注する間伐等の施業を請負って組合員の皆様の森林を整備します。

（ぐんま緑の県民基金事業、保安林整備事業：除間伐・竹林整備等）

（県有林・市有林の間伐、下刈作業等）

（右記の作業の施業地とりまとめ、団地化、測量業務）

・山林以外の道路支障木、屋敷木の伐採等を請負って実施します。

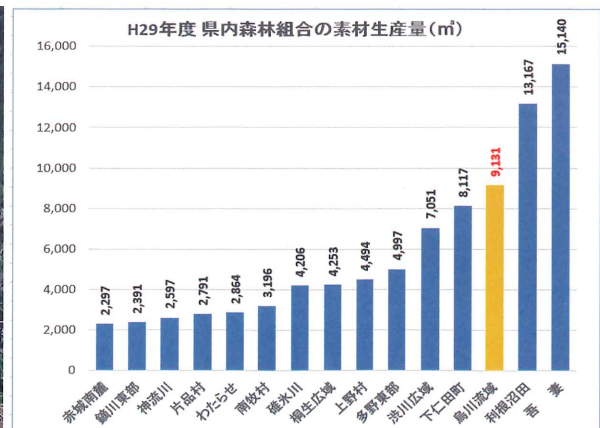
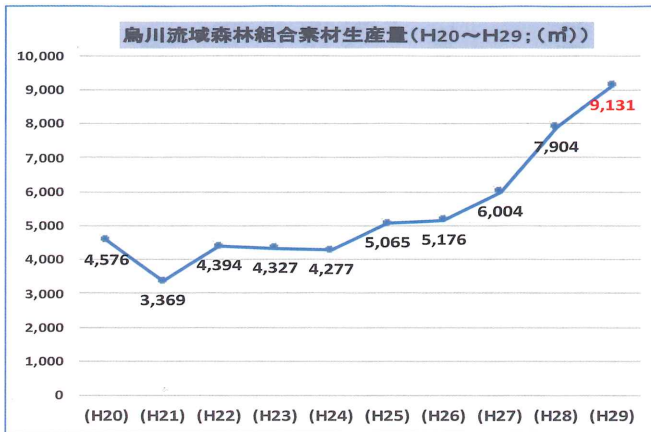
・分収造林地の間伐作業等を請負って実施します。

（森林・緑整備基金分収造林地：旧林業公社）
（森林総合研究所分収造林地：旧緑資源公団）



◎施業地の集約化による林産事業に取り組んでいます。

森林組合では森林経営計画策定区域を中心に施業地を集約化して搬出間伐を実施し、多くの素材（木材）を出荷しています。平成二十九年度の素材生産量は九、一三一m³（三一、八七〇石）となり、過去最高の出荷量となりました。これにより組合員の皆様に利益を還元できるよう努めております。



H30.7.31現在、県森連資料による。

◎公共建築物等に使用する高崎市産材を供給しています。

高崎材木商組合との連携による製材工場直送方式により、管内の間伐現場などから市の公共建築物用材を出荷しています。

高崎市産材を使用した建物



森林組合からのお知らせ

苗木の注文を承ります

スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等の苗木の注文を承ります。来春に植栽を予定している方は、お早めにご連絡下さい。ご連絡をいただいた方に、苗木価格が決まり次第、注文用紙を送付いたします（二月頃予定）。

なお、樹種によっては品薄のためご希望に沿えない場合もあります。

（注意）今年度も地区連絡員による注文の取りまとめはありません。



◆木竹粉碎機（チップパー）の貸出しについて

高崎市から委託を受け、木竹粉碎機（チップパー）の貸出し（有料）を行っております。

利用（貸出し）の詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

◆利用できる事業

- ・高崎市内の地域団体等による、ぐんま緑の県民基金事業
- ・里山元気再生事業
- ・その他、管理責任者が特に認める事業

※営利目的の事業には利用できません。

◆立木の伐採申請手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。

また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合には、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。

※詳細は、森林組合にご相談ください。

◆組合員資格の変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員情報（名義、住所など）の変更が生じた場合は、森林組合への届け出が必要となります。

届出手続きの詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

●購買品のご案内

好評な刈払機用超硬チップソー、ナタ、竹挽・剪定ノコ、蜂よけスプレー、熊よけ鈴のほか各種林業資材を扱っています。お気軽にお問い合わせください。



皆様の大切な森林を守ります

烏川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303

（TEL）027-378-2030 （FAX）027-378-2305

（URL）<http://karasugawa-shinrin.or.jp/>